

○島根県警察まちの安全指導員運用要領の制定について

(平成21年3月4日島生企甲第1081号、島少甲第90号本部長例規通達)

全国的に子どもが被害に遭う凶悪事件が相次いでいたことを受け、本県では「子ども安全センター」を設置し、同センターを核とした子どもの安全確保対策や地域社会と一体となった活動を効果的に推進するため、子ども安全指導員制度を導入し、地域の防犯ボランティアと連携した子どもの安全対策を推進しているところである。

この結果、防犯教室等により、子どもの安全意識の高揚が図られたほか、防犯ボランティア団体や青色防犯パトロールが活発になるなど一定の成果が得られたところである。

しかしながら、子どもを対象とした犯罪が通学路から地域へ、昼間から夜間へと拡大してきており、地域の監視の目が届かない場所・時間帯で凶悪犯罪が発生する恐れが懸念される場所である。また、多数結成されている子どもの見守り活動を行う防犯ボランティア団体の活動を更に活性化していく必要がある。

そこで、子ども安全指導員の活動に防犯ボランティアへの支援活動を付加し、新たに「まちの安全指導員」を配置することとし、その運用について別添のとおり「島根県警察まちの安全指導員運用要領」を制定し、平成21年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

島根県警察まちの安全指導員運用要領

1 趣旨

この要領は、島根県警察まちの安全指導員（以下「安全指導員」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 身分

安全指導員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤嘱託員とする。

3 任用

安全指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから警務部長が任用するものとする。

- (1) 生活安全業務の知識及び経験を有し、又は生活安全業務への適格性を有すること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意を有すること。
- (3) 健康であること。

4 任期

安全指導員の任期は、1年以内とする。ただし、再嘱託を妨げない。

5 活動拠点

安全指導員は、原則として生活安全部長が指定する警察署（以下「指定警察署」という。）に配置し、指定警察署を拠点として活動するものとする。

6 任務

安全指導員は、生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）又は指定警察署の長（以下「指定警察署長」という。）の指示を受け、次表に掲げる職

務を行うものとする。

職 務	職 務 の 詳 細
1 学校における防犯教室・防犯訓練の実施及び通学路の安全点検	(1) 防犯教室・防犯訓練の企画・支援・指導 (2) 通学路及び学校施設の安全点検の企画・支援・指導 (3) 子ども110番の家の周知・活動の活性化
2 防犯ボランティアの活性化・継続化に向けた活動	(1) 防犯ボランティアの連絡・調整、会議の企画 (2) 防犯ボランティアを対象とする防犯講習の実施
3 地域の不審者情報の把握及び地域安全情報の発信	(1) 防犯ボランティアと連携・協働による不審者情報の収集及び把握 (2) 市、学校、公民館、防犯ボランティア等に対する地域安全情報の提供
4 防犯ボランティア活動への支援	(1) 共同パトロールによる実地指導 (2) 青色防犯パトロール実施者講習の企画・支援 (3) 青色防犯パトロールの申請手続等の支援

7 指導監督

- (1) 安全指導員の指導監督は、指定警察署長の命により生活安全課長が行うものとする。
- (2) 生活安全課長が(1)の職務を遂行できないときは、生活安全係長が行うものとする。

8 服 務

安全指導員は、端正な服装で勤務し、常に品位の保持に努めなければならない。

9 身分証明書

- (1) 安全指導員には、まちの安全指導員身分証明書（様式第1号）を貸与するものとする。
- (2) 安全指導員は、勤務中、まちの安全指導員身分証明書を常に携帯しなければならない。
- (3) 安全指導員は、職務に関し、まちの安全指導員身分証明書の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

10 危害防止の措置

指定警察署長は、安全指導員が職務を遂行するに当たり危害を受ける恐れがあると認めるときは、警察署員を同行させるなど受傷事故防止を図るために必要な措置を講ずるものとする。

11 研 修

生活安全企画課長又は指定警察署長は、安全指導員に対し、職務を的確に遂行するための研修、教養等を行わなければならない。

12 留 意 事 項

生活安全企画課長又は指定警察署長は、安全指導員の運用に当たり、次の事項に留意するものとする。

- (1) 市（安全まちづくり担当）、市教育委員会、学校、地域安全推進員、防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携・協働すること。
- (2) 職務を通じ、地域住民等から通学路等における声かけ、つきまといなど不審者に関する情報の入手に努めること。
- (3) 地域安全センターである公民館や子ども安全センターを活用し、広く地域住民に対して不審者等に関する地域安全情報を発信すること。

(4) 安全指導員が職務の範囲を逸脱しないよう指導教養を徹底すること。

13 報告

- (1) 安全指導員は、勤務終了後、当日の活動結果等を勤務日誌（様式第2号）に記載し、速やかに指定警察署長に報告すること。
- (2) 安全指導員は、各月の活動結果を活動日誌（様式第3号）に記載し、翌月5日までに指定警察署長に報告すること。
- (3) 安全指導員は、生活安全企画課長が命じた事項及び特異な事項について、その都度指定警察署長に報告すること。
- (4) 指定警察署長は、各月分の活動日誌を翌月10日までに生活安全企画課長を経て、生活安全部長に提出するものとする。

様式 〔略〕